２０２０年7月２１日策定
２０２０年9月１４日改訂
２０２０年１０月１日改訂

# ロームシアター京都における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

ロームシアター京都

## １ はじめに

本ガイドラインは、政府、京都府及び京都市の対応方針、並びに公益社団法人全国公立文化施設協会による「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和２年５月 25 日更新）を踏まえ、ロームシアター京都における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策を様々な視点から検討し整理したものです。

政府の緊急事態解除宣言を受け、舞台芸術を始めとする文化芸術の分野においても、さまざまな活動が新たな動きを始めています。しかしながら新型コロナウイルス感染症の感染状況は、まだ決して予断を許さない状況です。多くの人が同時に空間を共有する場である当施設においては、施設や催しの特性に応じた適切な感染拡大防止対策を確実に実施し、文化芸術の創造・発信拠点として当施設が担っている役割を再開していくことで、文化芸術都市・京都のまち全体の発展に引き続き寄与していくことが重要と考えています。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染状況、対応方針や各種ガイドラインの改定、また、新たな知見などを踏まえ、必要に応じ改訂を行うものとします。

## ２ 感染防止のための基本的な考え方

当施設は、３つのホール、会議室、共通ロビー、及び店舗等からなる劇場施設であり、施設の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という。）、公演を主催し、施設を利用する事業者（以下「公演主催者」という。）、公演の開催に携わる出演者及びスタッフ（以下「公演関係者」という。「公演主催者」をのぞく。）、及び公演を鑑賞するため等に施設に来場する者（以下「来場者」という。）、それぞれが、施設の特性や公演の規模や態様を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するための対策を講じる必要があります。なお、公演関係者のみで行われる稽古・リハーサル、また、集会や学会、学校行事等での利用にあたっては、催しの実態にあわせ読み替えて適用してください。

感染防止にあたっては、特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発

声が行われる）という３つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場が感染を拡大させるリスクが高いと考えられるため、こうした環境の発生を極力防止するなど、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むこととし、リスクの軽減を図るものとします。また、感染拡大防止策の一環として、施設内や公演後に感染者が確認された場合等も想定した対応を行うこととします。

## ３　施設管理者が行う具体的な対策

### （１）施設内の各所における対応策

① 共通事項

・施設内のドアノブや手すり、机や椅子等、不特定多数が触れやすい場所について、適切な消毒液を用いた消毒作業を随時行います。
・各種法令等に則った十分な性能を備える空調設備を使用し機械換気を常時行うほか、屋外に面した窓を開けるなど、適切な換気に努めます。
・施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置し、手洗い・手指の消毒を励行します。また、施設の利用状況にあわせ、使用可能な入口や共通スペースを減らします。

② 公演会場入口（もぎり）

・観客の体温確認や適切な間隔を空けた整列等の人の密集が起きないための対策を行うことを公演主催者に求めます。施設としては、公演主催者にも協議の上お使いいただける非接触型体温計等の準備や標準的な整列方法の提示などを行います。
・対面で受付対応を行う場合には、スタッフのマスク等の着用及びアクリル板等の設置を公演主催者に求めます。施設としては、公演主催者にも協議の上お使いいただける受付台等の準備を行います。

③ チケットカウンター（１階）

・対面で対応を行うチケットカウンターでは、お客様との間にアクリル板を設置します。
・チケット販売のための整列などでは、適切な間隔を空ける等、人の密集が起きないための対策を行います。
・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの利用やキャッシュレス決済を推奨します。

④ ロビー、ホワイエ

・机や椅子、ソファなどは、適切な間隔を空けた形で利用されるよう数を減らす等の配置をします。

・客席案内等において、会話抑制のため、サイン表示等の設置を工夫します。
・以下の場内サービス等については、当面の間、取りやめます。
　・ひざ掛けの貸し出し
　・ビュッフェカウンターの営業
　・ホワイエに設置されているウォーターサーバー（冷水機）の使用
　・臨時クロークの設置

⑤ 会議室
・利用人数や座席配置などにおいて、密にならないよう利用者に求めます。
・利用責任者に、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知した上で、参加者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿作成することを求めます。
・空調設備を活用するほか、窓を開けるなど、常時換気に努めるよう利用者に求めます。
・机、椅子等の物品の消毒を定期的に行います。

⑥ 楽屋、主催者控室
・同時に利用する人数や座席配置などにおいて、密にならないよう利用者に求めます。
・空調設備を活用するほか、ドアを開けるなど、常時換気に努めるよう利用者に求めます。
・机、椅子等の物品の消毒を定期的に行います。
・楽屋廊下等も同様とします。

⑦ トイレ
・トイレの便座の蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。
・ハンドドライヤーは使用を中止します。
・特にホール内のトイレで混雑が予想される場合、適切な間隔を空けた整列を促す等、人の密集が起きないための対策を公演主催者にも協力を求め行います。

⑧ 店舗
施設管理者として、施設内の店舗に対し、該当する業種のガイドラインを踏まえるとともに、次の通り感染予防措置をとることを求めます。
　・現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済の推奨。
　・飲食物を提供する場合、適切な間隔を空けた座席となるような配置の工夫。
　・混雑時の入場制限の実施。
　・施設内換気の徹底。
　・テーブル、椅子等の消毒。
　・従業員のマスク等の着用や手指消毒の徹底、また、お客様への手指消毒の呼びかけ。
　・ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。

・対面で対応を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン等によりお客様との間を遮蔽。

⑨ 清掃・ゴミの廃棄
・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底します。
・作業を終えた後は、手洗いを行います。

（２）従事者に関する感染防止策
・施設の管理・運営に必要な最小限度の人数でのシフト等を工夫します。
・マスク等の着用や手指消毒を徹底します。
・出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とします。
さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とします。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐　等の症状
・従事者や関係者等のために、事務所に体温計を用意します。
・従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握します。
・保健所と適切に連携し、必要な情報提供を行います。

（３）周知・広報
来館者に対してＷＥＢサイト、掲示、ＳＮＳなどにより周知・広報を行います。
・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
・社会的距離の確保の徹底
・下記の症状に該当する場合、来館を控えること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐　等の症状
・公演の開催や中止・延期等に伴う情報提供

（４）保健所との連携
・施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合等には速やかに連携が図れるよう、京都市医療衛生企画課（京都市保健所）との連絡体制を整えます。

## ４ 公演主催者に協力を求める具体的な対策

公演主催者が講じるべき具体的な感染防止策は、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してください。公演主催者が必要

な措置を講じていないと認められる場合、施設管理者として公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行います。

※劇場が主催する場合も同様とします。

（1）公演前の対策

①入場制限等の検討

・公演の企画や実施にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫

・開場時間の前倒し、休憩時間の延長

・入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化

・適切な間隔を確保するための整列等の工夫

・来場者が多数になることが見込まれる場合、高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演などは、感染リスクや重症化リスクが高い可能性があるため、より慎重な対応を検討する。なお、全国的な人の移動を伴うイベントや参加者が 1,000 人を超えるような大規模なイベントを計画している場合、公演主催者もしくは施設管理者が京都府（新型コロナウイルス感染症対策本部運営チーム）に事前に相談する必要があります。

・観客から事前に体調不良等の申し出があった場合や、当日、発熱等の症状がみられ入場をお断りする際等には、チケット代金の払い戻し対応などの配慮を検討してください。

・１日に複数回の公演を行う場合、客席の清掃・消毒作業のための時間を適切に確保してください。メインホール 90 分、サウスホール 60 分程度を基準とし、施設管理者と協議の上、決定してください。

②周知・広報

施設管理者とも協力の上、以下の内容等について来場者へ周知・広報するとともに、適切な問い合わせ受付体制を組んでください。

・公演主催者が実施する感染予防対策

・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底

・社会的距離の確保の徹底

・下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐　等の症状

・来場前の検温の実施の要請

・来場後も上記症状に該当する場合、入場を控えてもらう場合があること。

・交通機関・飲食店等の分散利用等の公演前後の感染防止についても注意すること。

③来場者との関係

・チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び

緊急連絡先の把握に努める。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
・当館で利用している「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」について来場者に利用を呼び掛ける。

④公演関係者との関係
・公演主催者は、公演関係者（出演者、スタッフ等）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。
・公演関係者の感染が疑われる際の対応や感染が確認された際の対応について、事前に検討する。
・公演当日（準備等の日も含む）は、公演主催者が公演関係者の体調等について問題がないことを確実に把握してください。

（２）公演当日の対策
①来場者の入退場時の対応
・公演会場の入口にて、検温等を実施するなどにより来場者の体調を確認する。
・以下の場合には、入場しないよう来場者に求める。
　①発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
　②咳・咽頭痛などの症状がある場合
　③ＰＣＲ検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
　④過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
・発熱や症状がある来場者が確認された場合の手順等について事前に検討し共有する。
・事前に余裕を持った入場時間を設定し、来場者が密集することを避けるような時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。
・入場者数や経路を踏まえた退場時間を設定し、ホワイエや階段等に退場者が密集しないよう時間差での退場等の工夫を行う。
・入待ち、出待ち、面会等は控えるよう来場者に呼び掛ける。
・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。
・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。
・プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛け、受け取らない。

②公演会場内の感染防止策

・会場内ではマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布や販売等により着用を徹底する。ただし、健康上の理由等で着用が困難な場合は、それと同等の効果を有する措置を講じる。

・座席は、感染の収束状況、想定される観客層等を踏まえつつ、感染防止策が遵守可能な範囲で、配置や収容人数を計画する。なお、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提とすることが困難な場合は、異なるグループ間で座席を１席空けるなどにより、原則として収容率を５０％以内とし計画する（なお、同一グループは５人以内とし、この結果、収容率が５０％を超える場合があり得る）。また、原則として指定席とするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにする。

・座席の最前列席は実演が行われるエリアから十分な距離を取る。それが困難な場合は、距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じる。

・来場者と接触するような演出、客席通路を使用するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない。ホワイエ等も同様とする。

・休憩時間や入退場時の会話やホワイエ等での滞留をしないよう来場者に求める。

・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレやホワイエなどの混雑の緩和に努める。

・当施設内の複数の会場で同時に上演が行われる場合には、来場者の入退場の時間が重ならないよう調整をお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。

③公演関係者の感染防止策

・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を徹底する。

・公演の運営に必要な最小限度の人数とする。

・来館前に各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とする。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とする。検温を忘れた場合には、入館時に確認する。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐　等の症状

また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や、過去２週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等も同様に来館しない。

・公演主催者は、公演関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

・表現上困難な場合を除き原則としてマスク等を着用するとともに、作業中、公演前後等のこまめな手洗い、手指の消毒を励行する。

・舞台裏・舞台袖の出演者・スタッフの動線等について、適切な間隔を空け、密な状態をできる限り避ける。

・来場者が客席内にいる時間は、客席やホワイエ等への出入りを必要最低限の人数に限定する。
・楽屋等では、炊き出しや大皿等による飲食物の提供は行わず、弁当等の個包装されたものとするほか、使い捨ての紙皿やコップ等を使用するようにする。
・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
・作業にあたって、マイクの活用等により大声での会話を行わない（ただし、突発的な危機回避のための声かけをのぞく）。
・仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。なお、利用終了時に、お使いいただいた劇場備品等の消毒作業等をお願いする場合がありますのでご協力をお願いいたします。
・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずる。
・感染者が確認された場合の費用（施設の消毒等）について、主催者に故意または重大な過失がある場合、ご負担いただく場合がありますので、本項目の徹底をお願いします。

④感染が疑われる者が発生した場合の対応策
・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離し、施設の担当者へ連絡する。
・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
・速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

⑤物販
・物販は、対策が可能な必要最小限の販売とする。感染防止策のためホワイエ等の使用が制限されることがありますので、物販を行う場合は、事前に施設管理者と十分な協議をお願いします。
・物販を行う場合、観客の動線等を考慮した配置とし、販売にあたっては、適切な間隔を空けた整列を行う。
・物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底する。
・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン等によりお客様との間を遮る。
・原則として不特定多数が触れるような形でサンプル品・見本品を取り扱わない。

（３）公演後の対策
・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

（別紙）

留意事項

本ガイドラインの運用にあたり、特に、以下の点についてご留意願います。

１　客席全て（収容率５０％以上）を使用した催しを開催するにあたっては、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としています。この前提で催しを開催する場合、主催者の責任において、公演会場内で確実にこうした状態が保たれるようにしてください。

２　客席空間内だけでなく、ホワイエやもぎり前、ロビーなども含めた全体における感染防止策が遵守可能な範囲での客席使用が前提です。特に、多くの来場者が見込まれる場合、入場待ち列の作り方、入場の方法、退場の方法などを工夫し、密集を回避する具体策を講じる必要があります。こうした対策に必要となる物品、人員、時間などを十分検討し、準備の上、開催願います。

３　ホールでの催しに付随した物販を行う場合、入場待ち列等との整合やホワイエでの密集回避といった視点から、感染防止策が遵守可能な範囲で実施場所等をご検討いただく必要があります。

４　ローム・スクエアでの催しについては、原則として、十分な人と人との間隔（１メートル）を確保できるよう計画してください。

５　会議室の利用については、１０人を超える人数での利用や、通常と異なる机配置を希望する場合には、事前にご相談ください。

※利用（催し）当日に有効なガイドラインが適用されますので、ご留意ください。